

東京都北区商店街街路灯LED化及び再生可能エネルギー活用等
推進事業補助金交付要綱

21北地産第1666号
平成21年8月6日区長決裁

(目的)

第1条 この要綱は、東京都政策課題対応型商店街事業費補助金交付要綱（28産労商地第2382号。以下「政策課題対応型要綱」という。）による補助金の交付対象事業のうち、政策課題対応型要綱別表1（7）に掲げる補助対象事業について、区内の商店街等に対し、予算の範囲内において、事業に要する経費の一部を補助することにより、環境配慮の取組の推進及び商店街等の振興を図り、もって区内商業の安定と発展及び産業の活性化に寄与することを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱において、「商店街等」とは、次に掲げるものをいう。

- (1) 商店街
- (2) 商店街振興組合法（昭和37年法律第141号）による商店街振興組合
- (3) 中小企業等協同組合法（昭和24年法律第181号）による事業協同組合

2 前項（1）の「商店街」とは、次に掲げる事項に照らし、区長が商店街と認めるものをいう。

- (1) 区内の一定区域（以下「当該区域」という）で、中小小売商業又はサービス業に属する事業者の相当数が近接してその事業を営み、かつ、組織的な活動を行っていること。
- (2) 社会通念上消費者により、まとまった買い物場として認識されていること。
- (3) 当該区域内に人又は車両が常時通行できる道路等を包含していること。
- (4) 当該区域で活動を行うための会則又は規約、役員名簿並びに第7条の規定による申請の時から遡る引き続く24箇月分の決算書及び関係帳簿を有していること。

(補助対象者)

第3条 この要綱において補助対象となる者は、前条で規定する商店街等とする。

2 前項の規定にかかわらず、暴力団（東京都暴力団排除条例（平成23年東京都条例第54号。以下「条例」という。）第2条第2号に規定する暴力団をいう。）、暴力団員等（条例第2条第3号に規定する暴力団員及び同条第4号に規定する暴力団関係者をいう。）及び法人その他の団体の代表者、役員又は使用人その他の従業員若しくは構成員に暴力団員等に該当する者があるものは、補助対象者としなない。

(補助金の交付対象事業)

第4条 補助金の交付対象事業は、政策課題対応型要綱第7条第1項の規定により交付決定を受けたもののうち、次に掲げる事業とする。

- (1) アーチの照明のLED照明への交換
- (2) 街路灯のLEDランプ並びにアーケード及びアーチのLED照明の交換
(補助対象経費)

第5条 補助の対象とする経費は、前条の補助事業に支出する別表1に掲げる経費とする。
(補助金の交付額)

第6条 補助金の交付額は、予算の範囲内において、前条に規定する補助対象経費の10分の1以内の額（当該額に千円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てる。）とし、1500万円を限度とする。

2 複数の商店街等が一の交付対象事業を共同で行う場合においても、補助金の交付額は、前項の額とする。

(補助金の交付申請)

第7条 補助金の交付を受けようとする商店街等（以下「申請事業者」という。）は、別に定める期日までに、東京都北区商店街街路灯LED化及び再生可能エネルギー活用等推進事業補助金交付申請書（別記様式第1号）に、別表2に掲げる書類を添えて区長に提出しなければならない。

(補助金の交付決定)

第8条 区長は、前条の規定による申請があったときは、その内容を審査し、必要に応じて現地調査等を行い、適正と認めるときは補助金の交付決定を行い、東京都北区商店街街路灯LED化及び再生可能エネルギー活用等推進事業補助金交付決定通知書（別記様式第2号）により、不適正と認めるときは補助金の不交付決定を行い、東京都北区商店街街路灯LED化及び再生可能エネルギー活用等推進事業補助金不交付決定通知書（別記様式第3号）により、申請事業者へ通知するものとする。

2 区長は、前項の規定による交付決定に当たって、必要な条件を付することができる。

3 補助金の交付決定の額は、第6条の規定により算出する額又は前条の規定により申請された額のいずれか低い額とする。

(申請の取下げ)

第9条 前条第1項の規定による交付決定を受けた商店街等（以下「補助事業者」という。）は、前条の規定による交付決定の内容又はこれに付された条件に不服があるときは、交付決定の通知を受けた日から7日以内に、その旨を記載した書面を区長に提出することにより、申請を取り下げることができる。

2 前項に規定するもののほか、交付決定前に申請を取り下げようとするときも、また同様とする。

(補助事業遅延等の報告)

第10条 補助事業者は、補助事業を当該年度内に完了することができないと見込まれるとき又はその遂行が困難となったときは、速やかに東京都北区商店街街路灯LED化及び再生可能エネルギー活用等推進事業遅延等報告書（別記様式第4号）を区長に提出

し、その指示を受けなければならない。

(補助事業の内容変更等)

第11条 補助事業者は、補助対象事業の内容を著しく変更しようとするとき又は中止をしようとするときは、あらかじめ東京都北区商店街街路灯LED化及び再生可能エネルギー活用等推進事業内容変更等承認申請書(別記様式第5号)に、必要な書類を添えて区長に提出し、その承認を受けなければならない。

2 区長は、前項の承認を行うときは東京都北区商店街街路灯LED化及び再生可能エネルギー活用等推進事業内容変更等承認書(別記様式第6号)により、不承認と認められるときは、不承認決定を行い、東京都北区商店街街路灯LED化及び再生可能エネルギー活用等推進事業内容変更等不承認通知書(別記様式第7号)により、補助事業者に通知するものとする。

(実績報告)

第12条 補助事業者は、政策課題対応型要綱第13条第1項の規定による補助金の額の確定の通知を受けたときは、速やかに実績報告書(別記様式第8号)に別表3に掲げる書類を添えて区長に提出しなければならない。

(補助金の額の確定)

第13条 区長は、前条の規定による実績報告を受けたときは、その内容を審査し、補助金の交付決定の内容及びこれに付した条件に適合すると認めたときは、交付すべき補助金の額を確定し、東京都北区商店街街路灯LED化及び再生可能エネルギー活用等推進事業補助金交付額確定通知書(別記様式第9号)により補助事業者に通知するものとする。

(補助金の請求)

第14条 補助事業者は、前条の規定による補助金交付額の確定の通知を受けた場合において、補助金の交付を請求するときは、東京都北区商店街街路灯LED化及び再生可能エネルギー活用等推進事業補助金請求書(別記様式第10号)を区長に提出しなければならない。

(補助金の支払)

第15条 区長は、前条の規定により補助金の請求を受けたときは、その内容を審査の上、速やかに補助金を支払うものとする。

(消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額の確定に伴う補助金の返還)

第16条 補助事業者は、補助事業完了後に消費税及び地方消費税の申告により補助金に係る消費税及び地方消費税の仕入控除税額が確定した場合には、速やかに東京都北区商店街街路灯LED化及び再生可能エネルギー活用等推進事業補助金に係る消費税及び地方消費税の額の確定に伴う報告書(別記様式第11号様式)により区長に報告しなければならない。

2 区長は、前項の報告があった場合には、当該消費税及び地方消費税の仕入控除税額相当額の全部又は一部の返還を命じるものとする。

(交付決定の取消し)

第17条 区長は、補助事業者が次の各号のいずれかに該当するときは、補助金の交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

- (1) 偽りその他不正の手段により補助金の交付を受けたとき。
- (2) 補助金を他の用途に使用したとき。
- (3) 交付決定を受けた者（法人その他の団体にあつては、代表者、役員又は使用人その他の従業員若しくは構成員を含む。）が、暴力団員等に該当するに至ったとき。
- (4) 補助金の交付決定の内容、これに付した条件及び法令に違反したとき。

(補助金の返還)

第18条 区長は、前条の規定による補助金の交付の全部又は一部を取り消した場合において、当該取消しに係る部分に関し、既に補助金が交付されているときは、期限を定めてその返還を命じるものとする。

- 2 区長は、第13条の規定により補助事業者に交付すべき補助金の額を確定した場合において、既にその額を超える補助金が交付されているときは、期限を定めてその返還を命じるものとする。

(補助金の経理等)

第19条 補助事業者は、補助対象事業に係る経理について、収支の事実を明らかにした証拠書類、事業内容に関する資料その他の関係書類を整理し、これらの書類を補助事業が完了した日の属する会計年度の終了後5年間保存しなければならない。

- 2 補助事業者は、補助事業の完了後、区長が求めた場合は、前項の書類等について公開しなければならない。

(取得財産等の管理)

第20条 補助事業者は、補助対象事業により取得し、又は効用を増加した財産（以下「取得財産等」という。）については、補助対象事業の完了後においても、善良な管理者の注意をもって管理し、補助金の交付の目的に従って、その効率的運営を図らなければならない。

- 2 補助事業者は、取得財産等について、台帳を設け、その管理状況を明らかにしなければならない。
- 3 補助事業者は、取得財産等のうち、取得価格又は効用の増した価格が50万円以上のものを、街路灯の法定耐用年数である10年が経過する前に、他の用途に使用し、他の者に貸し付け、若しくは譲渡し、他の物件と交換し又は債務の担保に供しようとする場合は、取得財産等処分承認申請書（別記様式第12号）を区長に提出し、承認を受けなければならない。

(検査及び事業効果の報告)

第21条 区長は、補助対象事業の完了した日の属する会計年度の終了後5年間において、当該補助対象事業の運営及び経理等の状況について検査し、又は事業効果について報

告を求めることができる。

- 2 前項の場合において、補助事業者は、区の職員が検査又は報告を求めたときは、これに応じなければならない。

(違約金及び延滞金の納付)

第22条 第17条の規定により補助金の交付決定の全部又は一部の取消しを行い、第18条の規定により補助金の返還を命じたときは、区長は、商店街等が補助金を受領した日から返還の日までの日数に応じ、補助金の額（一部を返還した場合のその後の期間においては既返還額を控除した額）につき、年10.95パーセントの割合で計算した違約加算金（100円未満の場合を除く。）を商店街等に納付させなければならない。

- 2 補助金の返還を命じた場合において、商店街等が定められた納期日までに補助金を納付しなかったときは、納期日の翌日から納付の日数に応じ、その未納付額につき年10.95パーセントの割合で計算した延滞金（100円未満の場合を除く。）を納付させなければならない。

- 3 前2項に規定する年当たりの割合は、うるう年の日を含む期間についても365日当たりの割合とする。

(違約加算金の基礎となる額の計算)

第23条 補助金が2回以上に分けて交付されている場合における前条第1項の規定の適用については、返還を命じた額に相当する補助金は、最後の受領の日を受領したものとし、当該返還を命じた額がその日に受領した額を超えるときは、当該返還を命ぜられた額に達するまで順次さかのぼりそれぞれの受領の日において受領したものとする。

- 2 前条第1項の規定により、違約加算金の納付を命じた場合において、商店街等の納付した金額が返還を命じた補助金の額に達するまでは、その納付金額は、まず当該返還を命じた補助金の額に充てるものとする。

(延滞金の基礎となる額の計算)

第24条 第22条第2項の規定により、延滞金の納付を命じた場合において、返還を命じた補助金の未納付額の一部を納付したときは、当該納付の日の翌日以降の期間に係る延滞金の基礎となる未納付額は、その納付金額を控除した額によるものとする。

(その他)

第25条 この要綱に定めるもののほか、補助対象事業に対する補助金の交付について必要な事項については、地域振興部長が別に定める。

付 則

この要綱は、平成21年4月1日から適用する。

付 則（平成23年8月2日23北地産第1729号区長決裁）

この要綱は、平成23年4月1日から適用する。

付 則（平成25年3月28日24北地産第2870号区長決裁）
この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

付 則（平成26年6月10日26北地産第1396号区長決裁）
この要綱は、平成26年4月1日から適用する。

付 則（平成27年6月9日27北地産第1462号区長決裁）
この要綱は、平成27年6月9日から適用する。

付 則（平成29年6月12日29北地産第1489号区長決裁）
この要綱は、平成29年7月1日から施行する。

付 則（令和4年1月13日3北地産第2694号副区長専決）
この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

付 則（令和4年9月21日4北地産第2140号区長決裁）
この要綱は、令和4年4月1日から適用する。

付 則（令和5年6月29日5北地産第1564号区長決裁）
この要綱は、令和5年6月29日から施行する。